

広島県公安委員会告示第 69 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 10 月 30 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
310452	告示の日 (令和 5 年 10 月 30 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P 緋弾のエリア ～緋緋神降臨～L T 搭載 F S Z	株式会社藤商事 代表取締役 今山 武成 (大阪府大阪市内本 町一丁目 1 番 4 号)	左同
3 P 12 14	同上	同上	P サラリーマン金 太郎 F V E	同上	左同